

# 【教科書採択】那須塩原市・那須町採択地区協議会開催

平成31年度に那須塩原市・那須町で使用する教科用図書の採択についての地区協議会を開催します。傍聴を希望される方は、当日会場受付までお越しください。

- 日時 ①5月21日(月)午後2時～、②7月13日(金)午後1時30分～ ■場所 那須塩原市役所西那須野庁舎  
 ■内容 小学校・義務教育学校（前期課程）の全教科、中学校・義務教育学校（後期課程）の特別の教科道徳、小・中・義務教育学校の特別支援学級用の教科用図書の採択について協議を行います。  
 ■問合せ 那須塩原市学校教育課 ☎0287-37-5349 町学校教育課 ☎72-6922

## 児童手当の手続きのお知らせ

児童手当は、中学校修了前までの児童を養育している方に支給される手当です。

- ▼すでに受給している方 児童手当を受給している方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」の提出が必要で、対象の方には、6月上旬に通知を郵送いたしますので、必要事項を記入うえ、6月中旬に提出をお願いします。（現況届の提出が遅れると6月分以降の手当が支給されない場合があります。）
- ▼新たに申請する方 お子さんが生まれたり、他市区町村からの転入等により、新たに児童手当を受給する場合には、児童手当の認定請求（申請）が必要になります。認定請求は、出生や転入した日の翌日から15日以内に申請が必要になります。申請が遅れると手当の支給が遅れる場合がありますので、早めに申請してください。
- ▼認定請求（申請）に必要なもの  
 ・印鑑  
 ・預金通帳（請求者本人のもの）  
 ・請求者と配偶者の個人番号が分かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

・健康保険被保険者証（厚生年金に加入中の場合）  
 ※その他にも、状況により必要なものがありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

▼手当の月額 児童1人につき  
 ・3歳未満、15,000円  
 ・3歳以上小学校修了前10,000円（第3子以降は15,000円）  
 ・中学生、10,000円

※受給者の所得が一定額以上の場合は特例給付（児童1人につき一律5,000円）を支給します。

▼手当の支給日 原則として、毎年6月、10月、2月の10日に支払月の前月分までの手当を支給します。

▼受付窓口 役場本庁住民生活課 または各支所  
 ※児童手当の受付窓口は、4月からこども未来課から住民生活課に変更になりました。

▼問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎76908



## 町職員追加採用試験

平成30年7月1日付けで追加採用する職員を募集します。

▼職種・採用予定人員  
 ①一般事務 若干名  
 ②保育士 若干名

▼受験資格

- ①一般事務 昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業または同程度以上の学力を有する者
- ②保育士 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、保育士の資格を有する者

▼試験の日程・場所および内容

- 第一次試験  
 ・日時 6月3日(日) 午前8時20分～正午  
 ・場所 役場本庁3階正庁
- ・内容 一般教養試験、適応性検査
- 第二次試験  
 ・日程 6月18日(月)
- ※第一次試験合格者に通知します。
- ・内容 面接

▼試験案内・申込書

- ・役場本庁総務課または各支所で配布します。
- ・町ホームページからもダウンロードできます。
- ・郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員追加採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用

封筒（角形2号）を同封してください。

▼申込期限 5月24日(木)午後5時15分までに役場本庁総務課に提出（土日・祝日を除く）

※郵便の場合は5月24日(木)必着

▼問合せ 総務課人事係 ☎76901

〒329-1329 那須町大字寺子丙3-13

## 県政世論調査にご協力ください

県では、県内にお住まいの18歳以上の方2,000名を対象に、5月21日(月)から6月12日(火)まで栃木県政世論調査を実施します。調査をお願いする方には、栃木県全域から無作為に抽出させていただいた上で、調査票を郵送いたします。

なお、お答えいただきました個人の情報などは、この調査目的以外には一切使用しません。

▼問合せ 栃木県広報課 ☎028-623-2158